



平成 22 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社パルコ
代表者名 代表執行役社長 平野 秀一
(コード：8251 東証第一部)
問合せ先 専務執行役財務統括担当 小嶋 一美
(TEL. 03-3477-5710)

株式会社日本政策投資銀行との資本・業務提携及び第三者割当による
無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社日本政策投資銀行（以下、「DBJ」といいます。）との間の資本・業務提携（以下、「本提携」といいます。）に係る契約の締結及び同社を割当先とする株式会社パルコ第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び社債を、それぞれ「本新株予約権」及び「本社債」といいます。）の発行について決議しましたので、お知らせいたします。

I. DBJ との資本・業務提携について

1. 本提携の骨子

当社グループの更なる企業価値向上に向けた DBJ との以下の提携の実施

- ① 業務提携：DBJ の持つネットワーク、ノウハウ等を活用した当社グループへの付加価値提供
- ② 資本提携：本新株予約権付社債 150 億円の DBJ への割当

2. 本提携の経緯・理由

当社グループは 2000 年度以降、経営の改革を進め、本業であるショッピングセンター事業への集中と財務体質の改善及びガバナンスの整備などを行ってまいりました。その中、2007 年度からの 3 年間に国内 3 店舗の新規出店をするなど着実に成長をしてまいりました。

しかし、2008 年度後半の金融危機以降、国内の商業をとりまく環境は加速度的に変化しております。当社グループはこの変化に対応し、今後のさらなる成長を実現するため、2015 年度に向けた新たなビジョンの設定と、2012 年度を最終年度とする中期経営計画（以下、「新中期計画」といいます。）を策定いたしました。

新中期計画においては、心豊かな生活提案を行う『都市のライフスタイルプロデューサー』を

目指すことをビジョンとし、ビルの価値を創造する不動産業と、専門店を集積する小売業の2つの面を併せ持つ当社のビジネスモデルを核とした3つの事業戦略（①既存店舗の業態革新、②国内、海外への都市型商業の拡大、③関連事業、新規事業の展開加速）の推進を計画しております。新中期計画の内容につきましては、別途本日発表いたしましたプレスリリース「パルコグループ中期経営計画（2010-2012年度）について」をご参照ください。

一方、新中期計画を実現するためには、事業戦略を支える3つの経営基盤の強化（①財務戦略の多様化、②不動産戦略の再構築、③M&A・アライアンス戦略の推進）と、一定規模の戦略的投資資金の確保が必要であるとの認識に至りました。

そのような中、DBJより当社へ、エクイティ投資を通じて、企業が抱える課題を解決し、長期的な発展を支援する「企業の成長戦略支援のための付加価値創造型エクイティ投資」（同社が本年度より本格的に取り組む新たな投資手法）のご提案をいただきました。このご提案を検討してまいりました結果、新中期計画の実現及び企業価値向上に資するものとの結論に至り、本日、正式に本提携を決定することといたしました。

3. 本提携の意義

新中期計画において今後取組む国内ショッピングセンター事業の拡大や中国をはじめとするアジア地域での事業展開等において、本提携に規定する業務提携に基づき、DBJが金融プレーヤーとして有するM&A戦略やアライアンス戦略に関するノウハウ、財務・IR戦略及び不動産戦略に関する豊富な知見、並びにDBJの国内外に広がるネットワーク等のリソースを活用することによって、新中期計画の実現を達成し、当社グループの企業価値向上に資するものと考えております。

また、資本提携によって、今後の機動的な改装実施等による収益基盤強化を目的としたショッピングセンター事業の既存賃借物件取得、ショッピングセンター事業の店舗拡大等による新たな事業基盤作り等の新中期計画の実現に向けた成長資金の調達を実施するとともに、財務戦略の一環として将来的な資本増強ニーズへの対応も可能になると考えております。

4. 資本・業務提携の内容

（1）業務提携の内容

DBJからは、新中期計画において当社が今後取組む下記分野（以下、「業務提携を通じたDBJによる支援対象分野」といいます。）を中心に、新中期計画の実現のために必要と考えられるプロフェッショナル人材の補強への協力、DBJの国内外ネットワークを活用した情報提供等、並びに個別案件単位でのアドバイス・実行支援等の付加価値（その具体的内容については下記のとおりです。以下、「業務提携によるDBJの付加価値」といいます。）の提供を通じ、当社グループの新中期計画の実現を中心とする企業価値向上に向けた支援を提供していただく予定です。

<業務提携を通じた DBJ による支援対象分野>

- ① 国内店舗開発 (M&A・アライアンス戦略)
- ② 海外事業展開 (M&A・アライアンス戦略)
- ③ EC 事業 (M&A・アライアンス戦略)
- ④ 不動産戦略
- ⑤ 財務・IR 戦略

<業務提携による DBJ の付加価値>

- ① M&A・アライアンス戦略、海外戦略、不動産戦略及び財務・IR 戦略等の分野において豊富な経験・ノウハウ・実績を持つプロフェッショナル人材の補充に協力
- ② DBJ の持つ国内及びアジアを中心とする海外ネットワークを活用し、当社の新中期計画の実現及び企業価値の向上に資する情報(事業パートナーの獲得、M&A・アライアンス提携先の発掘、新規出店に資する不動産案件情報等)の収集及び当社に対する情報提供
- ③ M&A・アライアンス案件、投資案件等の通常業務とは異なるプロジェクト・施策の検討・推進において、DBJ の持つ経験、ノウハウをもとに、デュー・ディリジェンスの実施、妥当な価格水準・条件、資金調達を伴う案件検討時における資金調達手法、案件実施による株式市場への影響等に関するアドバイスの提供並びにこれらの案件等の実行支援

(2) 資本提携の内容

当社は、本日、DBJ と株式会社パルコ第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債引受契約を締結し、当社が発行する新株予約権付社債(総額 150 億円)の全額を DBJ へ割当てるといたしました。詳細については後述の「Ⅱ. 転換社債型新株予約権付社債の発行について」をご参照ください。本新株予約権付社債の譲渡及び本新株予約権の転換に関しては、当社グループの新中期計画の実現を中心とする当社グループの企業価値向上に貢献するという本提携契約締結の基本方針のもと、また、希薄化懸念への配慮から、本提携に係る契約の有効期間中(但し、当初 3 年間経過後の延長期間は含みません。)、本新株予約権付社債を、当社の事前の書面による承諾なくして譲渡又は転換しない旨の制限を付すことについて DBJ と合意しております。(3 年間の契約期間満了後については、譲渡又は転換に制限はございません。)

但し、平成 23 年 9 月 9 日以降において、当該譲渡又は転換後において DBJ が保有する本新株予約権付社債の全てを転換した場合に交付される見込みの普通株式数を、その時点における当社の発行済株式総数と潜在株式数の合計で除した割合が 10%を下回らない限度において譲渡又は転換する場合、その他本新株予約権付社債の繰上償還に係る一定の事由が生じた場合は、上記制限の対象外とされています。

なお、現時点において、当社が新たに相手方である DBJ の株式又は持分を取得する予定はございません。

(3) 本提携の相手先の概要

提携先である DBJ の概要につきましては、下記「Ⅱ. 転換社債型新株予約権付社債の発行について 6. 割当先の選定理由等 (1) 割当先の概要」をご参照下さい。

5. 契約期間

平成 22 年 8 月 25 日から平成 25 年 8 月 25 日

但し、契約期間満了時点における契約当事者双方の合意により最大 2 年間の期間延長ができるものといたします。

6. 日 程

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 当社取締役会決議 | 平成 22 年 8 月 25 日 |
| (2) 資本・業務提携契約の締結 | 平成 22 年 8 月 25 日 |
| (3) 本新株予約権付社債に係る引受契約の締結 | 平成 22 年 8 月 25 日 |
| (4) 本新株予約権付社債の払込 | 平成 22 年 9 月 9 日 |

7. 今後の見通し

当社は、新中期計画の推進を通じて企業価値の向上を計画しておりますが、本提携に基づき DBJ が持つノウハウ、ネットワーク等のリソースを当社が活用することで、国内ショッピングセンター事業拡大、海外展開、その他戦略のスピードアップ、実現性の向上が図れるものと考えております。また、本提携により、将来における有利子負債の圧縮や自己資本の増強等により財務体質の強化が図れるものと考えております。

(参考) 当期連結業績予想 (平成 22 年 7 月 8 日公表分) 及び前期連結実績 (単位: 百万円。)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 (平成 23 年 2 月期)	264,000	8,700	8,300	4,200
前期連結実績 (平成 22 年 2 月期)	261,076	8,601	8,554	4,108

II. 転換社債型新株予約権付社債の発行について

1. 募集の概要

(1) 発行期日	平成22年9月9日
(2) 新株予約権の総数	150個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の払込金額：金1億円（本社債の金額100円につき金100円） 各本新株予約権の払込金額：無償
(4) 当該発行による潜在株式数	18,987,300株
(5) 資金調達額	金15,000,000,000円
(6) 転換価額	本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下、「転換価額」という）は、当初790円とする。なお、転換価額の修正は行われぬ。
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当により全額を株式会社日本政策投資銀行に割当てる。
(8) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

2. 募集の目的及び理由

本新株予約権付社債の募集は、「I. DBJとの資本・業務提携について」に記載のとおり、新中期計画の実行に必要な経営リソース及び戦略的投資資金の確保を目的とする当社とDBJとの間の本提携の一環として実施するものです。

また、本取引により、将来、当社株式の希薄化をもたらす可能性があります。同じく「I. DBJとの資本・業務提携について」に記載のとおり、本新株予約権付社債の募集を含む本提携が、当社グループの企業価値向上に資するものであると共に、資金調達手段としても、他の資金調達手段に比して相対的に有利な条件での資金調達であり、また、DBJとの合意により、一定の限度で当初3年間に亘る新株予約権に対する行使制限が付されていることより既存株式の希薄化にも配慮している点等の観点から、当社グループにとって意義あるものと考えております。

従って、将来、本新株予約権の権利行使により株式の希薄化の影響が実現する時点までには、本提携によるDBJの支援のもと、当社グループの企業価値向上が実現されているとともに、権利行使によって有利子負債の圧縮及び自己資本の拡充による財務基盤の強化が実現されるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取金概算額
15,000,000,000 円	52,000,000 円	14,948,000,000 円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の内訳は、有価証券届出書作成費用、弁護士費用及び登記費用等であり
ます。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 機動的な改装実施等による収益基盤強化を目的としたショッピングセンター事業の既存賃借物件取得のために要する資金	10,000 百万円	平成 22 年 10 月
② ショッピングセンター事業の店舗拡大等により新たな事業基盤作りをするために要する資金	4,948 百万円	平成 22 年 12 月

- (注) 1. 支出予定時期、内容等に大幅な変更が生じた場合には、ショッピングセンター事業の既存店舗への設備投資に充当する場合があります。
2. 調達した資金の支出までの期間は、銀行預金等の安定的な金融資産で運用いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社ではこのたび、調達する資金を①機動的な改装実施等による収益基盤強化を目的としたショッピングセンター事業の既存賃借物件取得のために要する資金、並びに②ショッピングセンター事業の店舗拡大等により新たな事業基盤作りをするために要する資金に充当し、今後の成長基盤を確立することを通じて中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、かかる資金使途は合理的であると判断しております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の発行条件である、発行価格、転換価額、利率等につきましては、当社株式の流動性、株価水準、株価変動性、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都港区）（以下「プルータス」といいます。）に本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書（以下「プルータス評価書」といいます。）を取得しております。プルータス評価書では、本新株予約権付社債について当社に付されたコール・オプション、本提携契約に基づく普通

株式への転換制限、当社株式の株価変動性（ボラティリティ）、売買出来高、発行後の社債権者の保有方針等を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。なお、本新株予約権の公正価値算出における要素の一つである売買出来高については、直近3年間の1日当たり平均売買出来高のヒストリカルデータが利用されております。この点、当社としては、本新株予約権の発行時点において将来の売買出来高を客観的に算定する評価モデルが確立していないことに鑑みますと、現在の流動性が将来においても継続するという前提を採用することは不合理ではないと判断しております。

当社は、当社から独立した第三者評価機関であるプルータスによる評価結果も勘案し、本新株予約権付社債の価値に影響を与える様々な要因を定量的・定性的に分析しております。今回採用した各種条件を含め、(a)本新株予約権付社債に付された本新株予約権の理論的な公正価値と、(b)金利減免効果など新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、当社が得ることのできる経済的価値は概ね見合っており、本新株予約権の払込金額を無償とすることが合理的であると判断いたしました。また、かかる議論を踏まえ、当社監査委員会が、上記算定根拠による本新株予約権付社債の発行条件の合理性に関し、発行プロセスを検討し確認した結果、割当先に対し特に有利でないとの意見を述べております。

転換価額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断していることから、割当先と協議のうえ、本新株予約権付社債発行の取締役会決議日の直前取引日（平成22年8月24日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（614円）に1.286を乗じた価額（円未満の端数切り上げ）を転換価額とすることで、合意、決定いたしました。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の転換により新規に発行される株式数は18,987,300株（議決権数189,873個）であり、これは現在の当社の発行済株式総数82,475,677株の23.02%及び直近の議決権総数823,353個においては23.06%に相当し、本新株予約権の行使により1株当たりの株式価値は希薄化が生じる可能性があります。しかし本新株予約権付社債の発行により、新中期計画の推進に必要となる戦略的投資資金を確保することで、当社グループの企業価値向上が見込めることから、既存株主様には希薄化以上の利益をもたらすものと考えており、本新株予約権付社債発行による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

(1) 名 称	株式会社日本政策投資銀行		
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目9番1号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 室伏 稔		
(4) 事 業 内 容	金融保険業		
(5) 資 本 金	1兆1,811億9,400万円		
(6) 設 立 年 月 日	平成20年10月1日		
(7) 発 行 済 株 式 数	43,623,880株		
(8) 決 算 期	3月31日		
(9) 従 業 員 数	1,079名 (2009年度末)		
(10) 主 要 取 引 先	—		
(11) 主 要 取 引 銀 行	—		
(12) 大株主及び持株比率	財務大臣 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	銀行取引		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万円。特記しているものを除く。)			
決算期	平成20年3月期	平成21年3月期 (6ヶ月決算)	平成22年3月期
連 結 純 資 産	—	2,086,456	2,327,538
連 結 総 資 産	—	14,028,056	15,595,740
1株当たり連結純資産(円)	—	51,921.75	52,829.56
連 結 経 常 収 益	—	151,206	347,921
連 結 経 常 利 益	—	△121,693	51,905
連 結 当 期 純 利 益	—	△128,342	39,893
1株当たり連結当期純利益(円)	—	△3,208.55	970.47

1 株当たり配当金(円)	—	—	230.00
--------------	---	---	--------

※なお、割当先が「内部統制基本方針」を制定し、当該割当先の役員及び従業員が職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための体制を整備していることを確認しております。また、株主は財務大臣であります。前述の理由により、当該割当先の役員、従業員及び株主が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当先を選定した理由

新中期計画の策定過程において、この計画を実現するためには、財務戦略、不動産戦略、M&A・アライアンス戦略等の経営基盤の強化と一定規模の戦略的投資資金の確保が課題であるとの認識に至っております。そのような中で、DBJより当社に対して、エクイティ投資を通じて、企業が抱える課題を解決し、長期的発展の支援をする新たなスキームについてご提案をいただきました。このスキームが当社の新中期計画の実現において、必要と考えていた課題解決に合致したことに加えて、将来性のある企業に投融資を行うというDBJの積極的な方針、DBJの中立性、高い信用力及び投融資に係る実績等を総合的に勘案した結果、割当先として最適であると判断し、選定いたしました。

(3) 割当先の保有方針

割当先が本新株予約権の行使により取得する株式について、資本・業務提携の合意に基づき、安定的かつ継続的に保有する方針であることを確認しております。

また、DBJとの間では、前記「I. DBJとの資本・業務提携について 4. 資本・業務提携の内容 (2) 資本提携の内容」に記載のとおり、本新株予約権付社債の譲渡及び転換に関して、一定の制限を付すことについて合意しております。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当先が平成22年6月30日付で提出している有価証券報告書の財務諸表に現金預け金(128,309百万円)と記載されており、割当先が本新株予約権付社債の払込に要する資金を保有していることを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (平成22年5月31日現在)		募集後	
森トラスト株式会社	33.26%	森トラスト株式会社	27.03%
株式会社クレディセゾン	8.30%	株式会社日本政策投資銀行	18.73%
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	6.24%	株式会社クレディセゾン	6.74%

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5.05%	JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	5.07%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	4.66%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.70%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	3.79%
JUNIPER (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	2.39%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.00%
BNP PARIBAS SEC SVC LONDON/JAS/ABERDEEN INVESTMENT FUNDS ICVC/AGENCY LENDING (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.19%	JUNIPER (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1.94%
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.74%	BNP PARIBAS SEC SVC LONDON/JAS/ABERDEEN INVESTMENT FUNDS ICVC/AGENCY LENDING (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.78%
株式会社みずほコーポレート銀行	1.58%	BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.42%

(注) 1. 平成22年5月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 募集後の持株比率は、最近日現在(平成22年5月31日)の発行済株式総数82,379,264株(自己株式96,413株は除く)に、DBJに割当てる本新株予約権付社債に係る新株予約権の全部が行使されたとした場合の新株予約権の目的である株式の総数18,987,300株を加えて算定しております。

8. 今後の見通し

本新株予約権付社債の第三者割当発行による次期以降に与える影響については、「I. DBJとの資本・業務提携について 7. 今後の見通し」の欄をご参照ください。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと(新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の

異動が見込まれるものではないこと) から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績 (連結)

	平成 20 年 2 月期	平成 21 年 2 月期	平成 22 年 2 月期
連 結 売 上 高	286,788 百万円	282,509 百万円	261,076 百万円
連 結 営 業 利 益	10,090 百万円	9,362 百万円	8,601 百万円
連 結 経 常 利 益	9,973 百万円	9,171 百万円	8,554 百万円
連 結 当 期 純 利 益	5,167 百万円	3,730 百万円	4,108 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益	62.73 円	45.29 円	49.87 円
1 株 当 たり 配 当 金	15.00 円	16.00 円	16.00 円
1 株 当 たり 連 結 純 資 産	897.19 円	917.61 円	954.52 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 22 年 8 月 25 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	82,475,677 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 21 年 2 月期	平成 22 年 2 月期	平成 23 年 2 月期 (※)
始 値	1,235 円	703 円	687 円
高 値	1,470 円	968 円	878 円
安 値	705 円	596 円	606 円
終 値	729 円	697 円	614 円

※平成 23 年 2 月期は、8 月 24 日現在

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月(※)
始 値	687 円	780 円	835 円	714 円	662 円	635 円
高 値	792 円	860 円	878 円	725 円	680 円	641 円
安 値	672 円	768 円	698 円	666 円	624 円	606 円
終 値	788 円	839 円	709 円	670 円	629 円	614 円

※8月は、8月24日現在

③ 発行決議日前日における株価

	平成22年8月24日
始 値	619 円
高 値	622 円
安 値	613 円
終 値	614 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

以 上

ご注意：この文書は、株式会社日本政策投資銀行との資本・業務提携及び第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するため作成されたものであり、当社の発行する有価証券についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。

(別紙)

株式会社パルコ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
発行要項

本要項は、株式会社パルコが平成22年8月25日に開催した取締役会の決議に基づいて平成22年9月9日に発行する株式会社パルコ無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 社債の名称
株式会社パルコ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
2. 社債の総額
金15,000,000,000円
3. 各社債の金額
金1億円の1種
4. 払込金額
本社債の金額100円につき金100円
但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
5. 本新株予約権付社債の券面
記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。

また、本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
6. 利率
年率0.75%
7. 担保・保証の有無
本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
8. 申込期間
平成22年9月7日～平成22年9月8日
9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日
平成22年9月9日

10. 募集の方法

第三者割当の方法により、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」という。）に全額を割り当てる

11. 本社債の償還の方法及び期限

(1) 満期償還

本社債は、平成 27 年 9 月 9 日（償還期限）にその総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。

(2) 繰上償還

(イ) 発行会社の選択による繰上償還

① コールオプション条項による繰上償還

平成 22 年 9 月 9 日以降、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含み、以下「終値」という。）が、20 連続取引日（「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。但し、当社普通株式に関し終値のない日は除く。以下同じ。）にわたり、基準価額（以下に定義する。）以上であった場合、当社は、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して当該 20 連続取引日の末日から 5 営業日以内に、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息の支払いとともに繰上償還することができる。但し、かかる償還日までに当社が本号(イ)②又は(イ)③に基づく繰上償還の通知を行った場合又は本新株予約権付社債権者が本号(ロ)に基づく繰上償還請求を行った場合、以後本号(イ)①に基づく繰上償還請求はできなくなり、また、本号(イ)①に基づき既になされた繰上償還通知の効力は消滅する。

「基準価額」とは、本新株予約権付社債の当初転換価額（第 14 項第(3)号(ハ)①に定める）の 150%相当額とし、第 14 項第(3)号(ハ)②に記載の転換価額の調整条項に服するものとする。

② 組織再編成行為による繰上償還

組織再編成行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は取締役会で承認された場合）において、承継会社等（以下に定義する。）に本新株予約権付社債が承継されない場合又は承継会社等の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編の効力発生日前の日とする。）の 30 日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で

償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息の支払いとともに繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って計算される。

償還日	参照パリティ								
	70	80	90	100	110	120	130	140	150
平成22年9月9日	102.08	105.31	109.40	114.29	120.09	126.53	133.76	141.62	150.00
平成23年9月9日	102.62	105.62	109.55	114.36	120.07	126.53	133.84	141.81	150.00
平成24年9月9日	102.57	105.28	109.01	113.75	119.46	126.07	133.46	141.49	150.00
平成25年9月9日	101.87	104.12	107.54	112.16	117.94	124.76	132.47	140.98	150.00
平成26年9月9日	100.49	101.91	104.69	109.08	115.07	122.42	130.87	140.14	150.00
平成27年9月9日	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

- (i) 当該組織再編成行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式 1 株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編成行為承認日時時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

- (ii) (i) 以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編成行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日の直後の取引日に始まる 5 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該 5 連続取引日の最終日時時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該 5 連続取引日において第 14 項第(3)号(ハ)②に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該 5 連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第 14 項第(3)号(ハ)②に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

参照パリティ又は償還日が上記表に記載されていない場合には、償還金額は以下の方法により算出される。但し、かかる方法により算出される償還金額は、各社債の金額の 100%を下限とし、150%を上限とする。

- (i) 参照パリティが上記表の第 1 行目に記載された 2 つの値の間の値である場合、又は償還日が上記表の第 1 列目に記載された 2 つの日付の間の日である場合には、償還金額はかかる 2 つの値又はかかる 2 つの日付に対応する上記表中の数値に基づきその双方につきかかる 2 つの値又はかかる 2 つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。但し、日付に関する補間については 1 年を 365 日とする。
- (ii) 参照パリティが上記表の第 1 行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。
- (iii) 参照パリティが上記表の第 1 行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

「組織再編成行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割（承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）、その他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編成行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、資産の譲受会社又は他の法令上のこれらに相当する会社をいう。

当社は、本号(イ)②に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

③ 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について公開買付けがなされ、当社が賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場廃止となる可能性がある場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から 15 日以内に通知の上、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号(イ)②記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で償還日まで（当日を含む。）の未経過利息の支払いとともに繰上償還するものとする。但し、

参照パリティは、(i)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の末日時点で有効な公開買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られる値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ii)上記(i)以外の場合には、公開買付期間の末日に終了する 5 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該 5 連続取引日において第 14 項第(3)号(ハ)②に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該 5 連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第 14 項第(3)号(ハ)②に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

本号(イ)②及び(イ)③の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号(イ)②の手続が適用される。但し、組織再編成行為を行う意向を公表する前に本号(イ)③に基づく通知が行われた場合には、本号(イ)③の手続が適用される。

(ロ)社債権者の選択による繰上償還

支配権変動等事由による繰上償還

本新株予約権付社債者は、支配権変動等事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から 30 日以上 60 日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還日まで（当日を含む。）の未払経過利息の支払いとともに繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。但し、上記に係わらず、DBJ の責に帰すべき事由によらない支配権変動等事由(ii)に基づく繰上償還請求がなされる場合には、上記(イ)②記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額をもって償還するものとする。

なお、上記但書きの場合における参照パリティは、当該繰上償還請求に係る通知日の前日に終了する 5 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該通知日の前日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第 5 位まで算出し、小数第 5 位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該 5 連続取引日において第 14 項第(3)号(ハ)②に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該 5 連続取引日の当社普通株式の普通取引の終

値の平均値は、第 14 項第(3)号(ハ)②に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

「支配権変動等事由」とは、以下の各事由をいう。

- (i) 特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいう。）が 50%超となった場合
 - (ii) DBJ との平成 22 年 8 月 25 日付資本・業務提携契約（以下「資本・業務提携契約」という。）に違反した場合、又はその理由の如何を問わず資本・業務提携契約が終了した場合。但し、資本・業務提携契約の期間満了に伴う終了の場合にはこの限りでない。
- (3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
 - (4) 償還金支払の取扱いは、財務代理人によって行われる。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

- (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（但し、繰上償還される場合は繰上償還日）までこれを付するものとし、平成 23 年 3 月 9 日を第 1 回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年 3 月 9 日及び 9 月 9 日（但し、繰上償還される場合には、繰上償還日）（以下「利払日」という。）に、当該利払日の直前の利払日（第 1 回の利払日においては払込期日）の翌日から当該利払日までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの前半か年分を支払う。但し、半か年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1 年を 365 日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。本項に従い決定される、各利払日に支払われるべき各本社債の利息の金額を「利息金額」という。
- (2) 利払日が東京における銀行休業日にあたる時は、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から 10 営業日以内に支払う。
- (4) 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日（この日を含む。）から弁済の提供がなされた日（この日を含む。）までの期間につき、年 14.5%の利率による遅延損害金を付するものとする。

(5) 利息支払の取扱いは、財務代理人によって行われる。

13. 買入消却

当社及びその子会社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

14. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計150個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込み

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

(イ) 種類

当社普通株式

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債のうち残存金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

(ハ) 転換価額

① 当初転換価額

転換価額は、当初、790円とする。なお、転換価額は本号(ハ)②乃至(ハ)⑧に定めるところに従い調整されることがある。

② 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は

変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「時価下発行による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分普通株式数}}$$

③ 時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価（本号(ハ)⑥(ii)に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記(ii)の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与

える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{転換価額} & \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ④ 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(ハ)⑤に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当額}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金1億円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ⑤ (i) 「特別配当」とは、いずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。現物配当の場合は当該現物の簿価を配当額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金1億円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各本社債の金額（金1億円）を当初転換価額で除して得られる数値（小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に25を乗じた金額とする。）を超える場合における当該超過額をいう。

- (ii) 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第 454 条又は第 459 条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月 1 日以降これを適用する。
- ⑥ (i) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下「転換価額調整式」と総称する。）の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。
- (ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（当社普通株式に関し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り捨てる。
- (iii) 時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。
- (iv) 時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- ⑦ 本号(ハ)③及び(ハ)④の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - (i) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑧ 本号(ハ)③乃至(ハ)⑦により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前

の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
 - (イ) 本新株予約権 1 個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。
 - (ロ) 本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の新株予約権者は、平成 22 年 9 月 22 日から平成 27 年 9 月 4 日までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 20 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (10) 本新株予約権の行使請求の方法
 - (イ) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (ロ) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。
- (11) 本新株予約権の行使請求の効力は、本項第(10)号に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行

使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について
弁済期が到来するものとする。

- (12) 当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者
に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管
理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うこ
とにより株式を交付する。
- (13) 当社による組織再編の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継
当社が組織再編成行為を行う場合は、第 11 項第(2)号(イ)②に基づき
本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、
組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に
付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人
の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等
の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)の内容のもの（以下「承継新株予
約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力
発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会
社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予
約権所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承
継新株予約権について準用する。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新
株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一
の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等
の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本
要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は
第 14 項第(3)号(ハ)と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編
成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を
行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直
前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普
通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する
承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価
額を定める。当該組織再編成行為に際して承継会社等の
普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるとき
は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の
普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等
の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行
為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使
したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に

本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

- (二) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編成行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本項(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (へ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
本項(6)に準じて決定する。
- (ト) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (チ) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (リ) 組織再編成行為が生じた場合
本項(13)に準じて決定する。
- (ヌ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編成行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編成行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

15. 特約

(1) 担保設定制限

- (イ) 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。
- (ロ) 本項(イ)に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

(2) 財務制限条項

当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還期日までの間、次の各号を遵守することを確約する。

- (イ) 各年度の決算期の末日における連結純資産の部の金額を、前決算期の末日又は平成22年2月決算期の末日の連結純資産の部の金額のいずれか大きい方の金額の75%以上の金額に維持すること。但し、各年度において、事前に意思決定時点における本社債の残高を基準として3分の2超となる本新株予約権付社債権者の承諾を得て当社が行った自己株式の取得による連結純資産への影響額は、当該年度の決算期の末日における連結純資産の部の金額から控除するものとする。
- (ロ) 各年度の決算期の連結経常利益及び連結当期純利益について2期連続の赤字を回避すること。

(3) 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (イ) 当社が第11項及び第12項の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。
- (ロ) 当社が担保設定制限又は財務制限条項等の規定に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (ハ) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (ニ) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務

の合計額（外貨建ての場合はその邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りでない。

- (ホ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
- (へ) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債は、会社法第702条但し書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

17. 財務代理人

- (1) 本新株予約権付社債の財務代理人は、住友信託銀行株式会社資産金融部とする。
- (2) 本社債の社債原簿管理人は、財務代理人がこれを行う。
- (3) 財務代理人は、本新株予約権付社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本新株予約権付社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

18. 社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本社債権者に書面により通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 行使請求受付場所

住友信託銀行株式会社 証券代行部

21. 準拠法

日本法

22. その他

- (1) 上記の他、本新株予約権付社債発行に関して必要な一切の事項の決定は当社代表執行役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上